

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

消費税の端数処理

Q : 消費税額の1円未満の端数処理の特例について争われていた事例の判決が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 税務署側の処分を一部取り消し、一部について税額計算の特例が認められました。

【解説】

この事例は、スーパーマーケットを営む審査請求人が消費税額の1円未満の端数処理に当たって、食料品については品物ごとに、また、食料品以外の商品についてはレシートごとに、1円未満の端数の切捨てを行い税額計算を行っていたのに対し、税務署側が食料品の端数処理が「決済上受領すべき金額」を単位としておらず、また、食料品、非食料品ともに本体価格とそれにかかる消費税等相当額を示す資料が管理保存されていないことから要件を満たさないとして更正処分を行ったのを不服として審査請求に及んだものです。

これに対し不服審判所では、まず「決済上受領すべき金額」とは、このケースの場合、レシートごとの金額であると解するのが相当との考えを示し、食料品については、レシートごとの金額を単位として端数処理が行われていないことから特例の適用は認められないとしています。一方、非食料品については、レシートごとに端数処理を行っており、本体価格とそれにかかる消費税等相当額を区分表示しているレジシートおよびレジ日報を管理、保存していることが審判所に確認されたことから、特例の適用があるとして、税務署側の処分を一部取り消しました。

